

物価連動国債の会計処理の検討について

物価連動国債の概要

- ◆ 満期 10 年の利付国債が対象。
- ◆ 元本（想定元本）が全国消費者物価指数（CPI）に応じて増減し、償還額は償還時点での増減後元本（想定元本）額となる。
- ◆ 利払いは年 2 回で、利払時の想定元本に発行時の固定利率を乗じて算定する（したがって、物価上昇により元本額が増加すれば利息の額も増加する）。
- ◆ 償還額は償還時の想定元本とする（元本保証なし）。したがって、発行時より物価が下落すると、元本割れする可能性がある。

現在の会計基準に従った会計処理

現在の金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従えば、上述の物価連動国債は、元本が減少する可能性がある複合金融商品と考えられる。このため、複合金融商品を構成するデリバティブ部分のリスクが現物の金融資産に及ぶため、区分処理（実務指針 188 項）又は時価評価（実務指針 193 項）することとなると考えられる。

（背景）

現物の資産及び負債とデリバティブが組み合わされた複合金融商品は、当該複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとされている。

ただし、「現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合」に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。この結果、複合金融商品を構成するデリバティブ部分は区別され時価評価されるか、複合金融商品全体が時価評価され、当該時価評価差額が損益に反映されることにより、リスクの埋伏を避けることが可能となる。

（参考：海外の会計基準の動向）

米国基準や国際会計基準では、複合金融商品の会計処理について、区分処理又は時価評価するのは、「デリバティブ部分のリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶかどうか」ではなく、「主契約とデリバティブ部分の経済的性格やリスクが明確かつ密接に関連しているかどうか」で判断し、明確かつ密接に関連していない場合、区分処理又は時価評価になる。

主契約は金利関連の金融商品であるが、デリバティブ部分は為替関連の金融商品の場

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

合 これらの経済的性格やリスクが明確かつ密接に関連していない。

同じ通貨のデットにおける金利とインフレ率による元本の変動 これらの経済的性格やリスクは、明確かつ密接に関連していると考えられる。

ただし、同じ金利関連の金融商品であっても、当初に計上された投資額の実質的に全額を回収しない場合を除くとされている。

物価連動国債の会計処理に関する市場関係者の意見（国債投資家懇談会及び国債市場特別参加者会合から）

- (1) 物価連動国債は、中長期的な物価の見通しに立って購入する場合があるが、每期、区分処理又は時価評価を行い、損益に計上することは投資目的にあわない。
- (2) 現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性が極めて少ない場合にまで、区分処理又は時価評価を行い、当該金融資産の全体の時価評価差額を損益に反映することは、「リスクの埋伏を避けることが可能となる」という金融商品会計基準の趣旨を超えている（一般物価水準の変動よりも金利の変動に伴う影響の方が大きい場合もある。）。
- (3) 投資信託にて物価連動国債を購入し当該受益権を購入する場合には、「その他有価証券」として処理できるが、直接購入すると区分処理又は時価評価を行う必要がある。経済実質が同じであるにもかかわらず、処理が異なることとなる。

今後の対応

現在の金融商品会計基準及び金融商品実務指針は、デリバティブ部分が時価評価される中で、一定の複合金融商品についても区分処理又は時価評価を行うこととするものとしており、リスクの埋伏を避けることが可能となる処理として、その役割を果たしてきたものとする。

一方、設定時には想定していなかった金融商品に対して、必ずしも当該会計処理（又はその適用）は適切ではないという意見も多い。このため、現在の金融商品会計基準の考え方を活かしつつ、その適用の仕方を工夫することができるかどうか、検討してはどうか。この場合には、リスクの埋伏を避けることが可能となる目的にも十分配慮することも必要と考えられる。

なお、具体的な検討方法としては、「金融商品専門委員会」で検討することが適当と考えられるかどうか。

以上